

証券コード 3697
平成28年11月10日

株 主 各 位

東京都港区麻布台二丁目4番5号
メソニック39MTビル
株式会社SHIFT
代表取締役 丹 下 大
社 長

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年11月24日（木曜日）午後6時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年11月25日（金曜日）
午後1時00分（受付開始 午後0時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ スカイスタジオ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第11期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
議案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会終了後、引き続き、株主の皆様当社へのご理解をより深めていただくため、「事業説明会」を開催する予定です。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.shiftinc.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種経済・金融政策により、雇用情勢や企業収益に改善の傾向が見られ、緩やかな回復基調にあるものの、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気減速懸念等により下振れするリスクがあり、依然として先行きは不透明な状況で推移しております。

一方、当社グループの関連するソフトウェア関連市場では、近年抑制されていた企業のIT投資に回復傾向が見られ、受託開発ソフトウェア、パッケージソフトウェアなどのエンタープライズ向けソフトウェア市場が堅調に推移したほか、エンターテインメント市場においても「VR（仮想現実）」や「AR（拡張現実）」といった新技術の開発・利活用も進み、ますます市場全体が活況を呈しております。

こうした経営環境の中、当社グループは、当連結会計年度をグループ売上高1,000億円を実現するための売上高100億円を達成する戦略「SHIFT'100」の元年として、「エンジン強化」「フィールド拡大」「基盤システム強化」という三本の柱を基軸に、売上高・売上総利益率の成長を維持しながら、海外展開、サービス領域拡大のための投資活動を推進してまいりました。

当連結会計年度においては、「エンジン強化」として、SIer領域での勝ちパターン構築を掲げ、従来、第三者によるソフトウェアテスト検証が入り込むことが困難であったSIer市場に対して、その有効性を実証することで、第三者検証のみならずソフトウェアの品質保証サービスを提供する足がかりを築いてまいりました。また、「フィールド拡大」として、エンターテインメント分野におけるコンシューマーゲーム市場及びIoTといった新しい技術分野への進出、海外拠点（SHIFT ASIA CO., LTD.）の立ち上げを行ってまいりました。さらに、「基盤システム強化」として、人材の採用・育成体制の強化、インセンティブ設計・人事給与・福利厚生制度など働く環境整備に対する投資を行ってまいりました。

上記の取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は5,511,866千円（前年度比67.6%増）、営業利益は517,832千円（前年度比62.2%増）、経常利益は569,560千円（前年度比80.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は307,807千円（前年度比57.6%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①ソフトウェアテスト事業

当社グループが営むソフトウェアテスト事業は、ソフトウェア開発の各工程において顧客企業のソフトウェア品質の向上に資するサービスを提供しております。当連結会計年度では、新規顧客の開拓、また既存顧客との継続的なリレーション強化により収益基盤の拡大を進めました。

サービス別の業績は、次のとおりであります。

(i) コンサルティングサービス

コンサルティングサービスでは、主としてソフトウェア開発の上流工程において、ソフトウェアテスト体制構築支援、テスト戦略・計画立案支援、テスト推進支援、テスト設計支援などのコンサルティングサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、コンサルティングサービスの提供が可能である優秀な人材の獲得が厳しい状況の中、コンサルタント層の拡充を目的としたM&Aが奏功し、顧客開発工程の上流から参画するプロジェクトを増加することができ、収益基盤がさらに強固なものになってまいりました。

この結果、当連結会計年度のコンサルティングサービスの売上高は1,476,961千円（前年度比47.2%増）となりました。

(ii) ソリューションサービス

ソフトウェアテストでは、テスト計画やテスト設計を通じて膨大なテストケースが作成され、テスト実行工程に移行しますが、当社グループではこれをソリューションサービスとして受託して提供しております。当社グループでは独自に開発したCATシステムにより生産性を追求し、低価格高品質を実現しております。

当連結会計年度においては、コンサルティングサービスの拡大に連動したソリューションサービスの受託が継続的に拡大してまいりました。また、ソーシャルゲームを中心としたエンターテインメント領域において既存顧客の受注拡大の牽引もあり大幅な増収となりました。

この結果、当連結会計年度のソリューションサービスの売上高は3,698,719千円（前年度比69.7%増）となりました。

(iii) ヒンシツプラットフォームサービス

当社グループではコンサルティングサービスやソリューションサービスを通じ、幅広い業種業態におけるソフトウェアやその品質に関するナレッジが蓄積いたします。当社グループはそうした蓄積されたナレッジやデータを分析し顧客に有用な情報として提供したり、不具合の発生を予見したり、ソフトウェアテストに関するノウハウを教育サービスとして提供したりしております。

当連結会計年度においては、テスト自動化の支援業務やセキュリティテスト、負荷テストなどの非機能テストと呼ばれるテストソリューションサービスが好調に推移したほか、教育サービスも堅調に推移いたしました。また、CATシステムのSaaS提供も開始しており、更なる成長に向けた取り組みを継続しております。

この結果、当連結会計年度のヒンシツプラットフォームサービスの売上高は114,385千円（前年度比8.6%増）となりました。

②その他事業

当社グループでは、当連結会計年度に新たに取得した連結子会社においてソフトウェア開発等を営んでおり、当連結会計年度のその他の事業の売上高は221,799千円となりました。

<サービス別売上高>

区分	平成27年8月期 前連結会計年度		平成28年8月期 当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ソフトウェアテスト 事業	千円 3,288,705	% 100.0	千円 5,290,066	% 96.0	千円 2,001,361	% 60.9
コンサルティング サービス	1,003,485	30.5	1,476,961	26.8	473,475	47.2
ソリューションサ ービス	2,179,939	66.3	3,698,719	67.1	1,518,780	69.7
ヒンシツプラッ トフォームサ ービス	105,280	3.2	114,385	2.1	9,105	8.6
その他	-	-	221,799	4.0	221,799	-
合計	3,288,705	100.0	5,511,866	100.0	2,223,160	67.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、130,067千円となりました。その主なものは以下のとおりであります。

平成27年9月において、業務拡大に対応し、東京テストセンターを増床いたしました。これに伴い、建物16,846千円、工具器具及び備品11,392千円の設備投資を行っております。

その他に、人員増加に伴い、器具・備品を調達したことにより、工具器具及び備品20,651千円の設備投資を行っております。

また、ソフトウェアテスト業務の効率化のために、CATシステムにおいて機能追加に係る開発を行っており、ソフトウェアに47,358千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成28年2月15日に金融機関より長期借入金として700,000千円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成28年1月5日付で、当社は、連結子会社である株式会社リベロ・プロジェクトの株式を新たに取得しました。

また、平成28年3月23日付で連結子会社であるSHIFT ASIA CO., LTD. を、平成28年6月1日付で連結子会社である株式会社SHIFT SECURITYを設立いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第8期 平成25年8月期	第9期 平成26年8月期	第10期 平成27年8月期	第11期 (当連結会計年度) 平成28年8月期
売上高(千円)	1,311,827	2,150,837	3,288,705	5,511,866
営業利益又は 営業損失(△)(千円)	△77,017	124,122	319,183	517,832
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△78,222	124,275	315,405	569,560
親会社株主に 帰属する当期 純利益又は当 期純損失(△)(千円)	△92,834	149,619	195,344	307,807
1株当たり当 期純利益金額 又は当期純損 失金額(△)(円)	△8.11	11.90	13.99	21.40
総資産(千円)	1,155,719	1,530,685	2,224,507	3,363,201
純資産(千円)	903,136	1,056,029	1,516,231	1,828,078
1株当たり 純資産額(円)	71.86	84.03	103.33	120.90

- (注) 1. 当社グループは、第9期から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第8期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
2. 当社は平成26年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また平成27年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第8期 平成25年8月期	第9期 平成26年8月期	第10期 平成27年8月期	第11期 (当事業年度) 平成28年8月期
売 上 高 (千円)	1,306,950	2,092,109	3,259,591	4,940,011
営業利益又は 営業損失(△) (千円)	△33,794	159,914	322,080	563,017
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△71,683	174,180	319,444	559,994
当期純利益又 は当期純損失 (千円) (△)	△66,743	116,247	196,401	352,376
1株当たり当 期純利益金額 又は当期純損 失金額(△) (円)	△5.83	9.25	14.06	24.49
総 資 産 (千円)	1,178,217	1,515,528	2,167,630	3,152,632
純 資 産 (千円)	933,559	1,049,806	1,484,322	1,784,191
1株当たり 純 資 産 額 (円)	74.28	83.53	102.82	123.88

(注) 当社は平成26年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また平成27年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しております。

ソフトウェアテスト事業

① 営業展開について

総務省及び経済産業省による「平成27年情報通信業基本調査」によると、わが国において主としてソフトウェア業を営む企業の売上高は14兆8,677億円と試算されております。また、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）が公表する「ソフトウェア開発データ白書2012-2013」によると開発工程に占めるテスト工程の割合は新規開発及び改良開発の平均で約33%とされており、当社グループの対面するソフトウェアテストの市場規模は約5兆円と推定され、潜在的ニーズを有していることが推定されます。

しかしながら、依然として顧客企業内においてソフトウェア開発者がソフトウェアテスト業務を行っているのが主流であり、ソフトウェアテストのアウトソース需要は拡大傾向にあるものの、日本国内で顕在化しているアウトソース市場は小規模なものにとどまっています。

当社グループは、この潜在的な5兆円の市場に対して、既存の労働集約的なサービスではなく、仕組化・標準化されたソフトウェアテストサービスを提供することにより、顧客のニーズを喚起し、アウトソース市場を掘り起こしてきました。

当社グループは、引き続き、早期にシェア拡大を図ってまいります。

② 事業基盤の強化

当社グループは、独自に標準化・仕組化されたノウハウに基づきソフトウェアテストを提供しており、その対象分野は、特定の業種業態にとらわれない幅広い分野を対象としつつ、テストの対象もスマートフォン向けの小規模なアプリケーションから金融機関の基幹システムなどの大規模なものまで、規模や開発言語にもとらわれない幅広いものとなっております。

しかし、今後さらに事業規模を拡大していく上では、サービス分野をより広げていくとともに、ソフトウェアテストの標準化・仕組化を一段と進め、サービス分野別に効率的なオペレーション体制を構築することが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、サービス分野別に専門性を高めた組織体制をとり、独自のソフトウェアテスト支援ツール「CAT」の開発を進める等の対策を図ってまいります。

また、それに合わせて優秀な人材を確保、育成することも重要な課題であると認識しています。これまでソフトウェアテストの適性やマネジメント能力を

客観的に評価できる検定試験である「CAT検定」によるスクリーニングに加え、SHIFTのソフトウェアテスト手法を体系的に学べる教育制度、スキル定義、評価制度、正社員登用制度等により人材の育成を図ってまいりましたが、今後もそうした制度等により、より効率的かつ効果的な人材獲得手段を構築するとともに、獲得した人材の育成体制をより強化してまいります。

③ ナレッジ蓄積と新規サービス開発

当社グループではソフトウェアテストサービス提供の過程で得た、追加的なノウハウや不具合情報、開発効率/有効性及びソフトウェアテスト網羅性/充分性に関する各種指標等の統計データを継続的に収集し蓄積しております。今後ヒンシツプラットフォームサービスの収益性を向上させていくためには、こうしたソフトウェアテストやソフトウェア開発に関するナレッジの蓄積をさらに進め、新規のサービス開発を進めていくことが重要な課題であると認識しています。

こうした課題に対応するため、当社グループのソフトウェアテストのノウハウを教育事業として公開したり、「CAT」に蓄積されたテストデータ・システム障害の情報をオープン化し、エンジニアにナレッジマネジメントの環境を提供するなどの対策を図ってまいります。

④ 海外展開

海外のソフトウェア開発市場は日本よりも大きく、また、ソフトウェアテストのアウトソース市場の顕在化も進んでおります。

そのため、当社グループのサービスの海外展開は長期的な成長を実現するために早期に取り組むべき課題であると認識しております。当社グループでは、海外子会社を設立し、日本で培ったソフトウェアテストのノウハウに基づき、コスト競争力に優れたリソースを利用したサービスの開発を進めております。こうしたサービス提供の準備が整い次第、北米などの主要なソフトウェア開発市場に進出を図る方針です。

全社的課題

① 企業ブランドの醸成と新規事業展開

当社グループは現在ソフトウェアテスト事業を中心とした事業展開を図っており、標準化された高品質なサービス提供によって業務アプリケーション領域におけるソフトウェアテストのリーディングカンパニーとしての地位を確立しつつあるものと認識しております。

一方で当社グループは、「新しい価値の創造」を目指し、世界中で通用するサービスを創造することを経営理念に掲げており、ソフトウェアテスト事業以外

の領域においても積極的な事業展開を行い、新しい価値を創造する企業としてのブランドを醸成していくことが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、収益の柱としてのソフトウェアテスト事業を拡大させる一方で、既存事業との関連性、収益性、社会性、従業員の士気向上への影響等を考慮した上で、一定の割合を定めて新規事業に積極的に投資してまいります。

② 内部管理体制の強化

当社は、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

また、13頁「(12)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当社役員（当時）から情報を受領した社外の者がインサイダー取引を行った事実を重く受け止め、役職員のコンプライアンス意識向上とインサイダー取引防止のための定期的な勉強会・規程の厳格化と運用の徹底・情報管理体制の強化等を実施し、再発防止に継続的に努めてまいります。

(7) 企業集団の主要な事業内容(平成28年8月31日現在)

区 分	主 な 事 業 内 容
ソフトウェアテスト事業	ソフトウェア等の検証サービス

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED	500 <small>千インドルピー</small>	100.0 % (0.2)	ソフトウェア開発、ソフトウェアテスト事業
SHIFT GLOBAL PTE LTD	100 <small>千シンガポールドル</small>	100.0 %	ソフトウェア開発、ソフトウェアテスト事業
株式会社 SHIFT PLUS (注) 2	50,000 <small>千円</small>	45.0 %	ソーシャルゲームの運営、テスト、カスタマーサポート事業
株式会社リベロ・プロジェクト (注) 3	80,000 <small>千円</small>	67.0 %	ソフトウェア開発、ソフトウェアテスト事業
SHIFT ASIA CO., LTD. (注) 4	500 <small>千米ドル</small>	100.0 % (100.0)	ソフトウェアテスト事業
株式会社 SHIFT SECURITY (注) 5	5,000 <small>千円</small>	65.0 %	ソフトウェア脆弱性診断サービス

- (注) 1. 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合であります。
 2. 当社の議決権比率は100分の50以下であります。支配力基準の適用により連結子会社としております。
 3. 平成28年1月5日付で株式を取得し、連結子会社としております。
 4. 平成28年3月23日付で設立し、連結子会社としております。
 5. 平成28年6月1日付で設立し、連結子会社としております。
 6. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 企業集団の主要拠点等(平成28年8月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	東京都港区
東京テストセンター	東京都港区
札幌テストセンター	北海道札幌市中央区
福岡テストセンター	福岡県福岡市中央区

②主要な子会社

名 称	所 在 地
SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED	本社：インド
SHIFT GLOBAL PTE LTD	本社：シンガポール
株式会社SHIFT PLUS	本社：高知県高知市
株式会社リベロ・プロジェクト	本社：東京都港区
SHIFT ASIA CO., LTD.	本社：ベトナム
株式会社SHIFT SECURITY	本社：東京都港区

(10) 企業集団の使用人の状況(平成28年8月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
483 [415] 名	+250 [+45] 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 2. 使用人数の〔外書〕は、臨時使用人の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。
 3. 使用人数が当連結会計年度において250人増加しておりますが、これは業務拡大に伴う新規採用及び新たに3社を連結したためであります。

(11) 主要な借入先(平成28年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	265,000 千円
三菱UFJ信託銀行株式会社	90,040
株式会社みずほ銀行	88,331
株式会社三井住友銀行	88,331
株式会社横浜銀行	98,645

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成28年3月25日、証券取引等監視委員会から、社外の情報受領者による当社株式に係る内部者取引について、当社役員（当時）による重要事実の伝達行為に金融商品取引法違反の事実が認められました。この事実認定により、課徴金納付命令を発出するよう、内閣総理大臣および金融庁長官に対して勧告を行ったとの発表がなされました。

当社は、本件判明後直ちに特別調査委員会を組織し、証券取引等監視委員会の調査の妨げにならない範囲で、事実確認、原因究明を行いました。当社は、当社役員からの情報伝達に基づいてこのような行為が行われたことを重く受け止め、当社グループ全体でのインサイダー取引防止のためのe-learningの実施、コンプライアンス意識を向上させるための施策強化、社内規程の厳格化等を実施しております。

当社といたしましては、株主の皆様にご心より深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのような事態を起こさないよう、今後も継続的に再発防止に取り組んでまいります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,466,500 株 |
| (3) 株主数 | 3,049 名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丹 下 大	6,839,500 株	47.28 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,668,000	11.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,053,300	7.28
Draper Nexus Technology Partners, LP	654,000	4.52
株式会社ワークスアプリケーションズ	167,000	1.15
シンプレクス株式会社	167,000	1.15
ビットアイル・エクイニクス株式会社	167,000	1.15
Draper Nexus Partners, LLC	125,500	0.87
山 梨 剛 史	122,500	0.85
野村信託銀行株式会社 (投信口)	120,000	0.83

(注) 持株比率は、自己株式(46株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付型ESOP信託口が保有する当社株式(78,600株)は含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における新株予約権の状況

1. 新株予約権等の内容の概要

発行回次 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	新株予約権 の行使時の 1株当たり の払込金額	行使期間
第1回新株予約権(注)1 (平成23年1月15日)	2,000個	当社普通株式 1,000,000株	無償	10円	平成25年1月16日 ～平成33年1月14日
第2回新株予約権(注)1 (平成23年9月1日)	0個	当社普通株式 0株	無償	50円	平成25年9月2日 ～平成33年8月31日
第3回新株予約権(注)1 (平成25年3月21日)	45個	当社普通株式 22,500株	無償	200円	平成27年4月1日 ～平成35年3月20日
第4回新株予約権(注)1 (平成26年7月29日)	363個	当社普通株式 181,500株	無償	300円	平成28年8月1日 ～平成36年7月28日
第5回新株予約権(注)2 (平成27年7月21日)	3,000個	当社普通株式 300,000株	1個当たり 600円	1,201円	平成27年8月10日 ～平成34年8月9日

(注) 1 上記の第1回～第4回各新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- i 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者として認定された者であることを要する。
 - ii 権利者が死亡した場合、その時をもって権利者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、権利者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。
 - iii その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 2 上記の第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、平成28年8月期から平成30年8月期（以下、「対象期間」という。）までの監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたもの（以下、「EBITDA」という。）が、いずれかの期において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、割当てを受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 対象期間におけるEBITDAが600百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち10%
 - (b) 対象期間におけるEBITDAが700百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち50%
 - (c) 対象期間におけるEBITDAが800百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち100%
 - ii 対象期間のいずれかの期において、EBITDAが300百万円を下回った場合には、上記iに基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。
 - iii 新株予約権者は、上記iの条件の達成時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
 - iv その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 3 当社は平成26年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また平成27年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」について、この影響を考慮しております。

2. 上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

上記1.の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、以下のとおりであります。

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（10円）	平成25年1月16日 ～平成33年1月14日	2,000個	1名
取締役 （社外取締役を除く）	第4回（300円）	平成28年8月1日 ～平成36年7月28日	200個	1名
取締役 （社外取締役を除く）	第5回（1,201円）	平成27年8月10日 ～平成34年8月9日	1,200個	2名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丹 下 大	CEO SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED Director SHIFT GLOBAL PTE LTD Director 株式会社リベロ・プロジェクト 取締役
取 締 役	小 林 元 也	ソフトウェアテスト事業本部長 SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED Director 株式会社SHIFT PLUS 取締役 株式会社アイ・イー・テック 取締役 株式会社リベロ・プロジェクト 代表取締役
取 締 役	鈴 木 修	SHIFT ASIA CO.,LTD. CEO TOMORROW COMPANY INC. 代表取締役
取 締 役	中 垣 徹 二 郎	Draper Nexus Venture Partners, LLC Managing Director Draper Nexus Venture Partners II , LLC Managing Director DJパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社trippiece 取締役 株式会社TOKYO BASE 取締役 株式会社イノーバ 取締役
常 勤 監 査 役	三 浦 進	—
監 査 役	木 呂 子 義 之	株式会社デュアルタップ 取締役
監 査 役	福 山 義 人	株式会社デジタルデザイン 取締役 (監 査等委員) 株式会社マネジメント・サポート 代表 取締役

- (注) 1. 中垣徹二郎氏は社外取締役であります。中垣徹二郎氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
2. 三浦進氏、木呂子義之氏、福山義人氏は社外監査役であります。木呂子義之氏、福山義人氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
3. 中垣徹二郎氏、三浦進氏、木呂子義之氏、福山義人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 取締役福元啓介氏は、平成28年3月25日に辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	4名	71,633千円	(うち社外	1名	1千円)
監査役	3名	10,200千円	(うち社外	3名	10,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名(うち社外取締役1名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、期中に退任した取締役1名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。
3. 役員の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役間の協議により決定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月30日開催の臨時株主総会において、報酬の総額を年額200百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月30日開催の臨時株主総会において、報酬の総額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況ならびに発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中垣 徹二郎	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い識見を活かし、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	三浦 進	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、IT業界における識見と経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査役として当社ならびに子会社に対しヒアリングや現場往査を適宜行い、監査役会に報告しております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	木呂子 義之	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会14回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	福山 義人	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、IT業界における識見と経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会14回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(イ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

社外取締役及び社外監査役はいずれも、当社役員（当時）における金融商品取引法違反の事実が当期において発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。従前より取締役会等において法令順守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。また発覚後、「特別調査委員会」の設置を求め、同設置後は同委員に就任して再発防止策の策定に寄与するとともに、取締役会にてコーポレートガバナンスの確立に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額 12,000千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 12,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、その解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用する「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。
 - b) コンプライアンス体制の構築の一環として、代表取締役社長直属のコンプライアンス委員会を設置するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - c) 監査役は、公正不偏な立場から当社グループの取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見した時は、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に報告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - d) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査人は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
 - e) 外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - f) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを一覧できる。
3. 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制
 - a) 当社は当社グループの多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスク管理体制を構築する。
 - b) 取締役会において当社グループの重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
 - c) 経営会議において、各部門が情報共有等を行い、経営管理本部が主管となって当社グループのリスクの早期発見と未然防止に努める。
 - d) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 取締役会は、法定事項の決議、グループ全体に影響を及ぼす経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - b) 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a) 当社の経営管理本部は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。
 - b) 当社の内部監査人は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - c) 当社の監査役は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。
 - d) 担当取締役は、当社子会社から経営状況及び取締役等の職務の執行に係る事項について、定期的に報告を受ける。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に説明を求めることができる。
 - b) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - c) 監査役に報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査を担当する公認会計士又は監査法人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査を担当する公認会計士又は監査法人に報告を求めることができる。
 - b) 当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求を行った場合、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるよう努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、当社グループの全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性はもちろん、効率面にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 8 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,681,401	流 動 負 債	999,528
現金及び預金	1,635,655	買掛金	119,160
売掛金	886,330	一年内返済予定の長期借入金	167,746
たな卸資産	42,360	未払費用	299,035
繰延税金資産	42,795	未払法人税等	157,217
その他	79,950	賞与引当金	17,616
貸倒引当金	△5,691	その他	238,751
固 定 資 産	681,799	固 定 負 債	535,594
有形固定資産	186,507	長期借入金	501,568
建物	104,106	その他	34,026
その他	82,401	負債合計	1,535,122
無形固定資産	320,079	(純資産の部)	
のれん	202,374	株 主 資 本	1,741,733
その他	117,704	資本金	574,869
投資その他の資産	175,212	資本剰余金	559,869
投資有価証券	15,475	利益剰余金	667,027
繰延税金資産	6,054	自己株式	△60,032
敷金及び保証金	135,820	その他の包括利益累計額	△2,191
その他	17,863	為替換算調整勘定	△2,191
		新株予約権	1,800
		非支配株主持分	86,736
		純資産合計	1,828,078
資 産 合 計	3,363,201	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,363,201

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,511,866
売上原価	3,816,709
売上総利益	1,695,157
販売費及び一般管理費	1,177,324
営業利益	517,832
営業外収益	
受取利息	328
助成金収入	60,248
その他	291
営業外費用	
支払利息	2,942
為替差損	6,110
その他	86
特別利益	569,560
投資有価証券売却益	3,874
新株予約権戻入益	720
特別損失	
投資有価証券評価損	24,746
税金等調整前当期純利益	549,408
法人税、住民税及び事業税	206,780
法人税等調整額	3,478
当期純利益	339,149
非支配株主に帰属する当期純利益	31,342
親会社株主に帰属する当期純利益	307,807

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	570,844	555,844	359,220	-	1,485,908
当期変動額					
新株の発行	4,025	4,025			8,050
親会社株主に帰属する 当期純利益			307,807		307,807
自己株式の取得				△60,032	△60,032
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	4,025	4,025	307,807	△60,032	255,824
当 期 末 残 高	574,869	559,869	667,027	△60,032	1,741,733

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△194	3,317	3,123	2,520	24,679	1,516,231
当期変動額						
新株の発行						8,050
親会社株主に帰属する 当期純利益						307,807
自己株式の取得						△60,032
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	194	△5,508	△5,314	△720	62,057	56,022
当期変動額合計	194	△5,508	△5,314	△720	62,057	311,847
当 期 末 残 高	-	△2,191	△2,191	1,800	86,736	1,828,078

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 6社

(2) 連結子会社の名称

SHIFT GLOBAL PTE LTD

SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED

株式会社 SHIFT PLUS

株式会社リベロ・プロジェクト

SHIFT ASIA CO., LTD.

株式会社 SHIFT SECURITY

平成28年1月5日付で株式会社リベロ・プロジェクトの株式を新たに取得したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。なお、平成27年12月31日をみなし取得日としております。

平成28年3月23日付でSHIFT ASIA CO., LTD. を設立し、第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

平成28年6月1日付で株式会社 SHIFT SECURITYを設立し、第4四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社アイ・イー・テック）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHIFT INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は3月31日であり、SHIFT ASIA CO., LTD. の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(a) 仕掛品 個別法

(b) 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ16,706千円減少しております。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、0.78円、0.78円、0.72円減少しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年9月1日に開始する連結会計年度及び平成29年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1 たな卸資産の内訳

仕掛品	42,313千円
貯蔵品	47千円
合計	42,360千円

2 有形固定資産の減価償却累計額 108,756千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,466,500株

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

3 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,504,000株

6. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主にソフトウェアテスト事業を行うために投資計画に照らして、必要な資金を主に借入金等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先

ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績及び為替変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、為替変動リスクについては定期的にその変動をモニタリングしております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入先ごとの残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましても、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

長期借入金は設備投資・運転資金を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されておりますが、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,635,655	1,635,655	—
(2) 売掛金（※1）	880,639	880,639	—
(3) 敷金及び保証金	135,820	135,352	△468
資産計	2,652,115	2,651,647	△468
(4) 買掛金	119,160	119,160	—
(5) 未払費用	299,035	299,035	—
(6) 未払法人税等	157,217	157,217	—
(7) 長期借入金（※2）	669,314	670,199	885
負債計	1,244,727	1,245,612	885

※1 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(4) 買掛金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額15,475千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額

120円90銭

2 1株当たり当期純利益

21円40銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(バリストライドグループ株式会社株式取得による子会社化)

当社は、バリストライドグループ株式会社(以下「バリストライドグループ社」)の全株式の取得につき、下記事項を前提とした代表取締役へ最終決定を一任する決議を平成28年10月11日開催の取締役会にて行い、当該決議に基づく代表取締役の決定により、平成28年10月12日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、当社は平成28年11月30日付でバリストライドグループ社の株式の全部を取得し、子会社化する予定です。

1 株式取得の目的

当社は、バリストライドグループ社を子会社化することにより、先進的で能動的な思考をもった優秀なソフトウェア開発者を確保でき、これまで機会損失となっていた大規模かつ高難易度プロジェクトへの対応能力を向上させることで需要に応え、また、当社が持つIT業界未経験者が活躍できる仕組み・品質保証のノウハウと、バリストライドグループ社の持つITサービス・ソフトウェア開発に関する知見とを融合させることでこれからのIT業界にマッチした人材を創出し、育成することにより、当社グループの更なる企業成長と価値向上を加速させると判断し、バリストライドグループ社を子会社化することといたしました。

2 買収する会社の概要

名称	バリストライドグループ株式会社		
事業内容	ソリューション事業		
事業規模	資本金	68,500 千円	
(平成27年12月期)	連結純資産	231,320 千円	
	連結総資産	751,712 千円	
	連結売上高	2,254,263 千円	

3 株式取得の時期

平成28年11月30日

4 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数	普通株式238株
取得価額	804,440千円
取得後の持分比率	100.00%

5 支払資金の調達方法

自己資金及び借入

(株式会社ワークスアプリケーションズとの資本業務提携)

当社は、株式会社ワークスアプリケーションズ（以下、「ワークスアプリケーションズ社」）との間での業務提携契約及び資本提携に関する基本合意書の締結につき、下記事項を前提とした代表取締役へ最終決定を一任する決議を平成28年10月11日開催の取締役会にて行い、当該決議に基づく代表取締役の決定により、平成28年10月12日付で業務提携契約及び資本提携に関する基本合意書を締結いたしました。

1 資本業務提携の目的

今般、ワークスアプリケーションズ社が保有する、人工知能（以下、「AI」）を活用したERPパッケージの開発技術及びグローバルでの人材・経営資源と、当

社が保有する品質保証ノウハウ、及びワークスアプリケーションズ社製品に対する知見と経営資源を活用し、これまで以上に品質保証分野における相互連携を強化させることにより、AIを活用した高品質で付加価値の高いERPパッケージと関連サービスの開発、また日本国内のみならずグローバル市場における事業の発展を推進し、業界を問わずそれぞれの企業経営に貢献すべく、平成28年11月末までを目処として資本業務提携を開始することで合意いたしました。この度の提携は、両社の強みと互いに積み重ねた知見を活かし、より密接で強固な関係構築を推進することにより、ERPパッケージ市場における競争力の強化、AI製品の最適品質に関するノウハウの蓄積など両社の企業成長も更に加速することができる好機であると考えております。

2 資本業務提携の概要

(1) 資本提携の内容

当社は、両社において最終的な機関決定を経た上で、ワークスアプリケーションズ社の株式を第三者割当増資により引き受ける予定です。出資金額は3.6億円を目処とし、持ち分比率は今後最終決定するものの1%未満となる見込みです。

(2) 業務提携の内容

- ① AIを活用したERPパッケージ製品「HUE®」の包括的品质保証
- ② 「HUE®」の外販基盤(PaaS)開発における品質保証
- ③ 両社の海外拠点を主軸としたグローバル開発体制の整備
- ④ その他両社協議の上定める協業

3 資本業務提携先の概要

名称	株式会社ワークスアプリケーションズ
本社所在地	東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル
代表者の役職・氏名	代表取締役最高経営責任者 牧野 正幸
事業内容	大手企業向けERPパッケージソフト「HUE®」及び「COMPANY®」の開発・販売・サポート
資本金	3,626,506千円
設立年月日	平成8年7月24日

4 日程

当社取締役会決議	平成28年10月11日
契約締結日	平成28年10月12日
提携開始日	現時点では最終決定しておりませんが、上記「1 資本業務提携の目的」に記載のとおり、平成28年11月末までを目処として考えております。

9. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社リベロ・プロジェクト (以下、リベロ社)
事業の内容 ソフトウェアテスト事業
その他の事業 (ソフトウェア開発等)

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、ソフトウェア業界における知識、経験を重ねた優良人材の確保と、製品リリース後の保守運用等の業務を新たにサービス・ポートフォリオに加えることができ、他方、リベロ社は当社の有する品質保証の知見を取り入れることができることから、当社グループの更なる企業成長と価値向上を加速させると判断し、リベロ社を子会社化することといたしました。

(3) 企業結合日

平成28年1月5日 (みなし取得日 平成27年12月31日)

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

67.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年1月1日から平成28年8月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	272,084千円
取得原価		272,084千円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等	17,900千円
--------------------	----------

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

216,830千円

(2) 発生原因

主に将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳	
流動資産	239,781千円
固定資産	30,891
資産合計	270,673
流動負債	135,342
固定負債	52,861
負債合計	188,203

7 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 253,645千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と、取得企業の連結損益計算書における売上高との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式付与ESOP信託)

当社は、当社グループ従業員（以下、「従業員」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1 取引の概要

当社は、従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、平成28年1月15日に株式付与ESOP信託を導入いたしました。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の業績貢献やビジネスプラン達成度に応じて、当社株式を在職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映さ

れる仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末でそれぞれ、59,986千円、78,600株であります。

貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,391,829	流動負債	872,123
現金及び預金	1,370,668	買掛金	137,061
売掛金	791,118	一年内返済予定の長期借入金	142,892
たな卸資産	14,324	未払金	64,715
前払費用	27,753	未払費用	264,245
繰延税金資産	32,494	未払法人税等	125,706
関係会社短期貸付金	151,074	未払消費税等	118,437
その他	9,568	その他	19,065
貸倒引当金	△5,172	固定負債	496,317
固定資産	760,802	長期借入金	480,101
有形固定資産	149,685	その他	16,216
建物	87,769	負債合計	1,368,441
工具、器具及び備品	61,916	(純資産の部)	
無形固定資産	124,002	株主資本	1,782,391
ソフトウェア	119,177	資本金	574,869
その他	4,825	資本剰余金	559,869
投資その他の資産	487,115	資本準備金	559,869
投資有価証券	15,475	利益剰余金	707,685
関係会社株式	330,878	その他利益剰余金	707,685
繰延税金資産	3,673	繰越利益剰余金	707,685
敷金及び保証金	122,806	自己株式	△60,032
その他	14,282	新株予約権	1,800
		純資産合計	1,784,191
資産合計	3,152,632	負債・純資産合計	3,152,632

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,940,011
売上原価	3,382,654
売上総利益	1,557,356
販売費及び一般管理費	994,339
営業利益	563,017
営業外収益	
受取利息	747
その他の	82
営業外費用	
支払利息	1,376
為替差損	2,476
経常利益	559,994
特別利益	
投資有価証券売却益	3,874
新株予約権戻入益	720
特別損失	
投資有価証券評価損	24,746
税引前当期純利益	539,842
法人税、住民税及び事業税	175,831
法人税等調整額	11,634
当期純利益	352,376

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	570,844	555,844	555,844	355,308	355,308	-	1,481,996
当期変動額							
新株の発行	4,025	4,025	4,025				8,050
当期純利益				352,376	352,376		352,376
自己株式の取得						△60,032	△60,032
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	4,025	4,025	4,025	352,376	352,376	△60,032	300,394
当 期 末 残 高	574,869	559,869	559,869	707,685	707,685	△60,032	1,782,391

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△194	△194	2,520	1,484,322
当期変動額				
新株の発行				8,050
当期純利益				352,376
自己株式の取得				△60,032
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	194	194	△720	△525
当期変動額合計	194	194	△720	299,868
当 期 末 残 高	-	-	1,800	1,784,191

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 仕掛品 個別法

② 貯蔵品 最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

1	有形固定資産の減価償却累計額	100,611 千円
2	関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 (区分表示したものを除く)	
	短期金銭債権	7,426 千円
	短期金銭債務	51,829 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引 (収入分)	5,448 千円
営業取引 (支出分)	122,830 千円
営業取引以外の取引 (収入分)	3,367 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 78,646 株

当事業年度末には、株式給付型ESOP信託口が保有する当社株式78,600株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	8,470 千円
貸倒引当金	1,596
未払地代家賃	4,457
未払費用	14,403
未払金	2,910
その他	724
繰延税金資産（流動）小計	32,562
評価性引当額	△68
計	32,494
繰延税金資産（固定）	
敷金及び保証金	4,278
投資有価証券評価損	7,577
その他	3,673
繰延税金資産（固定）小計	15,529
評価性引当額	△11,855
計	3,673
繰延税金資産合計	36,167

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

1 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	SHIFT GLOBAL PTE LTD	シンガポール共和国	100千シンガポールドル	ソフトウェア開発、ソフトウェアテスト事業	直接100.0 [10.0] (注) 2	役員の兼任資金の援助	資金の貸付	100,000	関係会社短期貸付金	100,000
子会社	SHIFT ASIA CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国	500千米ドル	ソフトウェアテスト事業	間接100.0	役員の兼任資金の援助	資金の貸付	51,074	関係会社短期貸付金	51,074

- (注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2 議決権等の所有割合の〔内書〕は緊密な者又は同意している者の所有割合であります。
 3 取引条件及び取引条件の決定方針等
 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	丹下 大	当社代表取締役社長	(被所有)直接47.3	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注) 2	2,960	—	—

- (注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2 当社の銀行借入に対して代表取締役丹下大より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- 1 1株当たり純資産額
123円88銭
- 2 1株当たり当期純利益
24円49銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

10. その他の注記

連結注記表の「9. その他の注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月14日

株式会社S H I F T
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英俊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S H I F Tの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S H I F T及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年10月14日

株式会社SHIF T
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英 俊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHIF Tの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

ただし、平成28年3月25日に証券取引等監視委員会から、弊社元取締役に対して、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、課徴金納付命令が勧告されております。（課徴金の額351万円）

監査役会は、このような事態の再発防止に向けて、取締役会が企業倫理及び法令順守の徹底など、コンプライアンス体制の一層の強化に努めていることを確認しております。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月25日

株式会社SHIFT 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

三浦 進

㊟

監査役（社外監査役）

木呂子 義之

㊟

監査役（社外監査役）

福山 義人

㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（4名）は任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	たんげ まさる 丹下 大 (昭和49年9月22日生)	平成12年4月 株式会社インクス 入社 平成17年9月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成24年4月 SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED Director (現任) 平成24年9月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director (現任) 平成28年1月 株式会社リベロ・プロジェクト取締役 (現任)	6,839,500株
2	こばやし もとや 小林 元也 (昭和54年2月13日生)	平成15年4月 株式会社インクス 入社 平成19年4月 当社入社 平成21年11月 当社ソフトウェアテスト事業部長（現ソ フトウェアテスト事業本部長）（現任） 平成24年4月 SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED Director (現任) 平成25年5月 当社執行役員 平成26年11月 当社取締役（現任） 平成27年4月 株式会社SHIFT PLUS取締役（現任） 平成27年9月 株式会社アイ・イー・テック取締役（現 任） 平成28年3月 株式会社リベロ・プロジェクト代表取締 役（現任）	112,500株
3	すずき おさむ 鈴木 修 (昭和52年10月18日生)	平成13年4月 株式会社インテリジェンス 入社 平成16年10月 株式会社サイバーエージェント 入社 平成18年10月 同社 社長室長 平成23年10月 グリー株式会社 入社 グローバル人材 開発部長 平成25年5月 TOMORROW COMPANY INC. 設立 代表取締 役（現任） 平成26年6月 当社入社 執行役員兼人材戦略部長 平成26年11月 当社取締役（現任） 平成28年3月 SHIFT ASIA CO., LTD. CEO（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	なかがき てっじろう 中垣 徹二郎 (昭和48年2月2日生)	平成8年4月 日本アジア投資株式会社 入社 平成23年4月 同社 投資本部長 平成23年4月 DFJ JAIC Venture Partners, LLC (現 Draper Nexus Venture Partners, LLC) 設立 Managing Director (現任) 平成25年3月 DJパートナーズ株式会社設立 代表取締役 (現任) 平成25年12月 株式会社trippiece取締役 (現任) 平成26年5月 株式会社STUDIOUS (現 株式会社TOKYO BASE) 取締役 (現任) 平成26年9月 株式会社イノーバ取締役 (現任) 平成26年10月 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Managing Director (現任) 平成26年11月 当社取締役 (現任) 平成28年9月 株式会社UNCOVER TRUTH取締役 (現任)	一株
5	※ まつお しげる 松尾 茂 (昭和38年8月18日生)	昭和62年4月 富士通株式会社 入社 平成11年4月 Fujitsu Thailand Co., Ltd. 出向 (財務責任者) 平成16年9月 富士通株式会社 経理部 担当部長 平成16年10月 同社 電子デバイス事業本部 第二経理部長 平成20年3月 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社 出向 平成23年1月 富士通株式会社 財務経理本部 ディレクター 平成24年10月 同社 財務経理本部 シニアディレクター 平成26年7月 日本電産株式会社 入社 CFO戦略室部長 平成26年10月 同社 CFO戦略室長 平成27年5月 同社 汎用モーター事業本部CFO 平成28年7月 同社 GMS事業部CFO 兼 管理統括部長 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 松尾茂氏の選任が承認された場合、同氏は平成29年3月1日までに就任する予定であります。
4. 中垣徹二郎氏は社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 中垣徹二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、シリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルのManaging Partnerで、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後当社が、国内外において成長していくにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待できるものと考えたためです。
6. 中垣徹二郎氏が社外取締役在任中に、発生した法令違反の概要並びに当該法令違反の発生予防のために行った行為及び発生後の対応として行った行為の概要につきましては、19頁に記載のとおりであります。
7. 当社は、中垣徹二郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。

8. 当社は、中垣徹二郎氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

以 上

